

消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の
抜本的改正を求める意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められ、令和4年12月に同改正法の施行から5年が経過した。

令和4年版消費者白書によると、令和3年における消費生活相談件数は85.2万件で、ここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象取引分野の相談は全体の54.7%に上っている。そして、65歳以上の高齢者の相談では、訪問販売・電話勧誘販売の割合が、65歳未満の割合の2倍を超えている。さらに、認知症等高齢者については、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めており、超高齢社会においては、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。

また、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加していることに加えて、事業者や勧誘者を特定できない事例も多くなっている。このほか、マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。

これらの被害に対処するために、特商法の抜本的な改正が必要である。

よって、本市議会は国に対し、次の事項について、特商法の抜本的な改正を行うよう強く要望する。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とするとともに、事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めるとともに、権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月13日

千葉県成田市議会